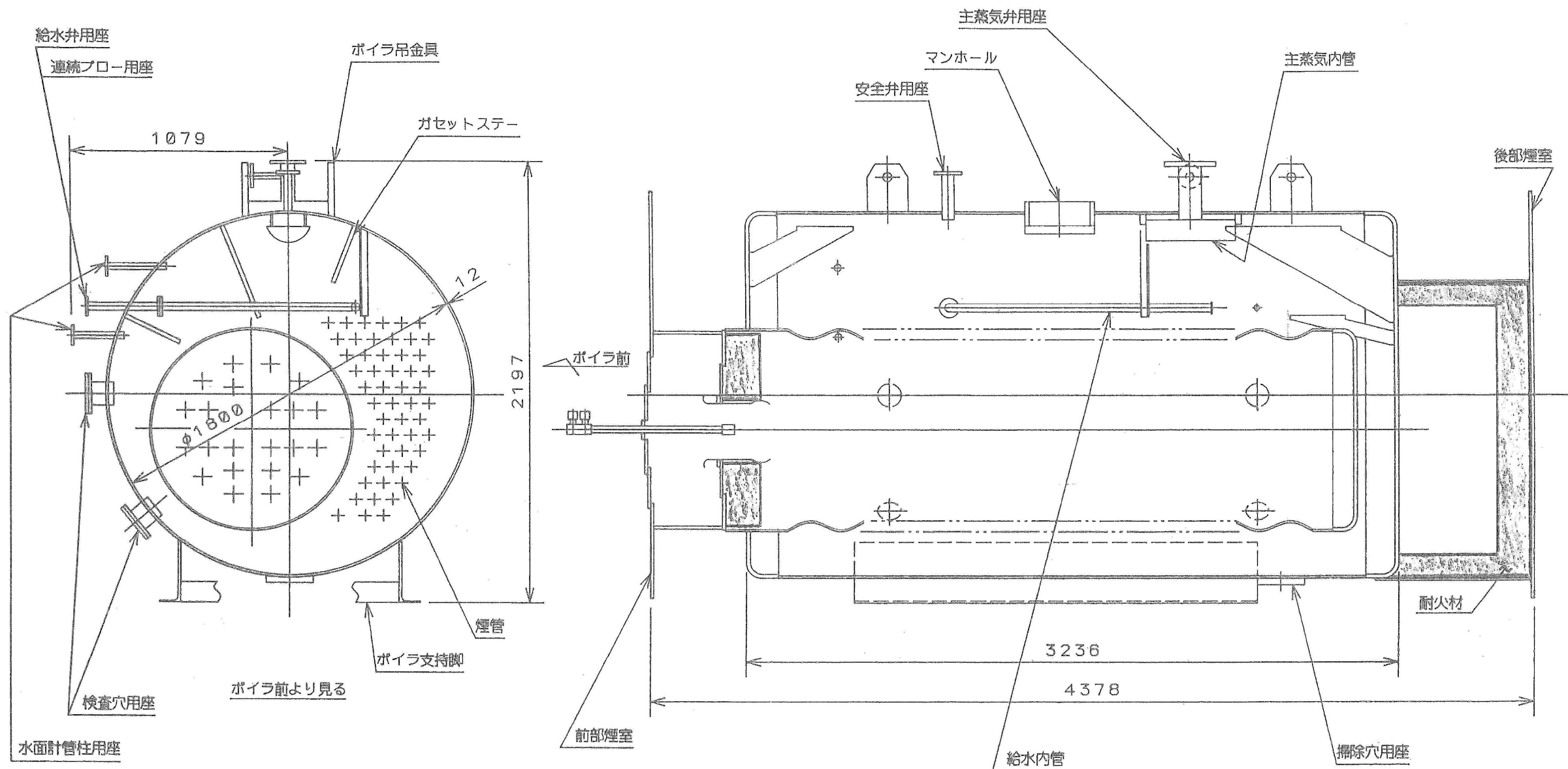
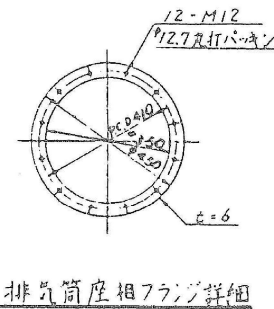




	本部長	管理幹	主 幹	主 任	担 当
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本 部					

摘要	設計年月日	変更年月日	照 査	設 計	製 図	有 限 公 司 食 料 ク ラ フ ト 設 備 設 計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本 社 〒360-0824 熊 谷 市 見 晴 町 3 番 地 TEL 048-521-6300 高 崎 〒370-0862 高 崎 市 片 岡 町 3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称 循環器・呼吸器病センター エネルギー棟 熱源設備 改修工事 図面名 エネルギー棟 蒸気ボイラーB-1A, 1B 機器図その2(缶体) 撤去	設計図 縮尺A 1 1 : NON A 3 1 : NON	図面番号 M - 5 1
	R07年03月28日		栗 木	栗 木	佐 藤 大 谷				

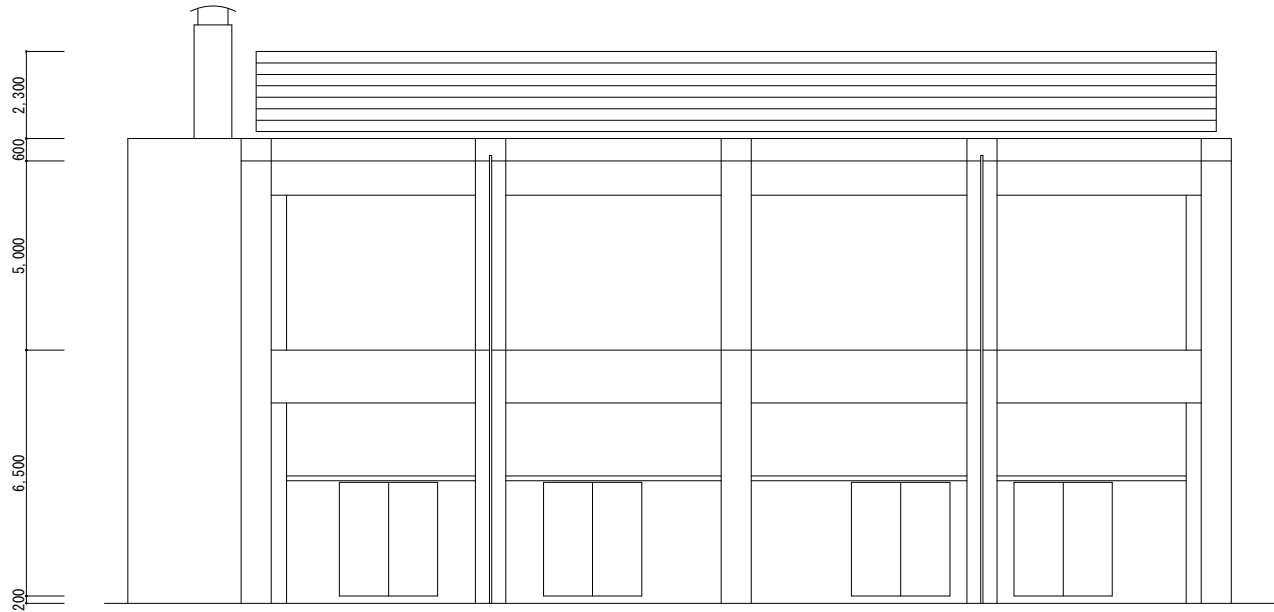


MARK	PARTICULARS	MATERIAL	NO REQUIRED		MASS PER		REMARKS
			ENDING SPAN	TOTAL	PER ONE	TOTAL	
1	ボラー本体			1			
2	バーナ			1			
3	白炭			1			
4	乳水分离器			1			
5	排気筒皮			1			
6	送風機			1			
7	水面計			1			
8	給水ポンプ			1			
9	蒸気圧力計			1			
10	安全弁 32A			1			
11	主蒸気弁 65A			1			
12	缶底フロッパー 25A			1			
13	連筒加圧機 15A			1			
14	水面計フロア 8A			1			
15	給水ストレナ 32A			1			
16	予熱ストレナ 20A			1			
17	噴油ポンプ			1			
18	ギヤー・トランスミタ			1			
19	シンパ・コントロールモータ			1			
20	検査穴 40A			2			
21	床式変圧器			1			
22	連筒アロー位置			1			
23	圧カスイッチ(PS1)			1			
24	圧カスイッチ(PS2)			1			
25	缶底フロ・銅製弁 8A			1			
26	検水弁 φ10			1			
27	操作板			1			
28	感震器			1			

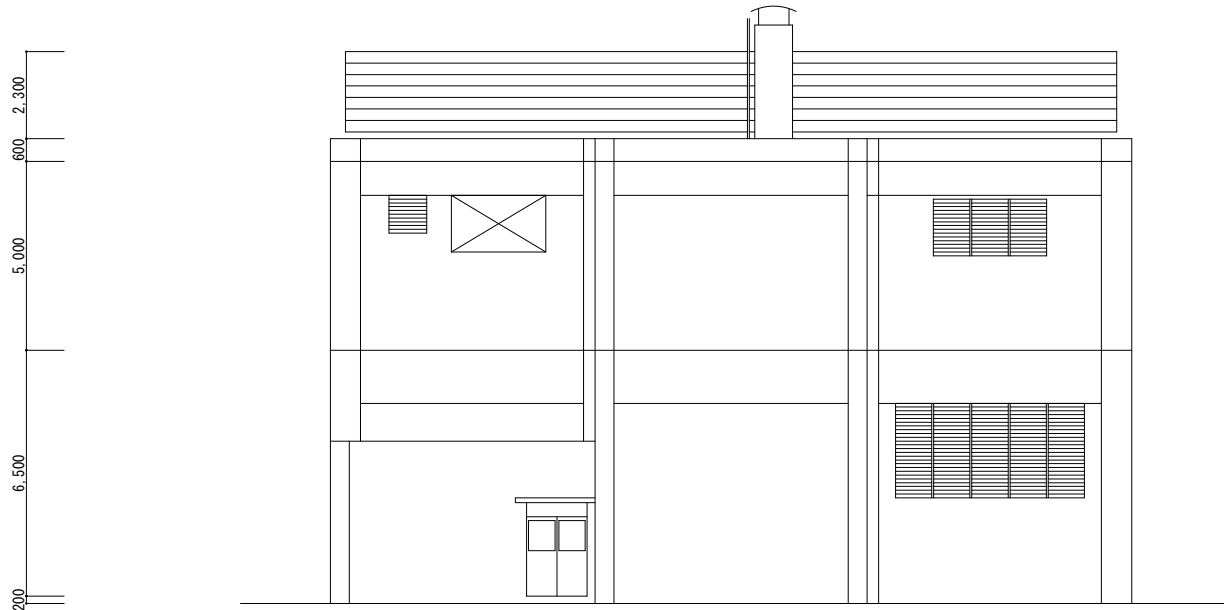
搬出重量 2,500kg

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本部	本部長	管理幹	主 幹	主 任	担 当

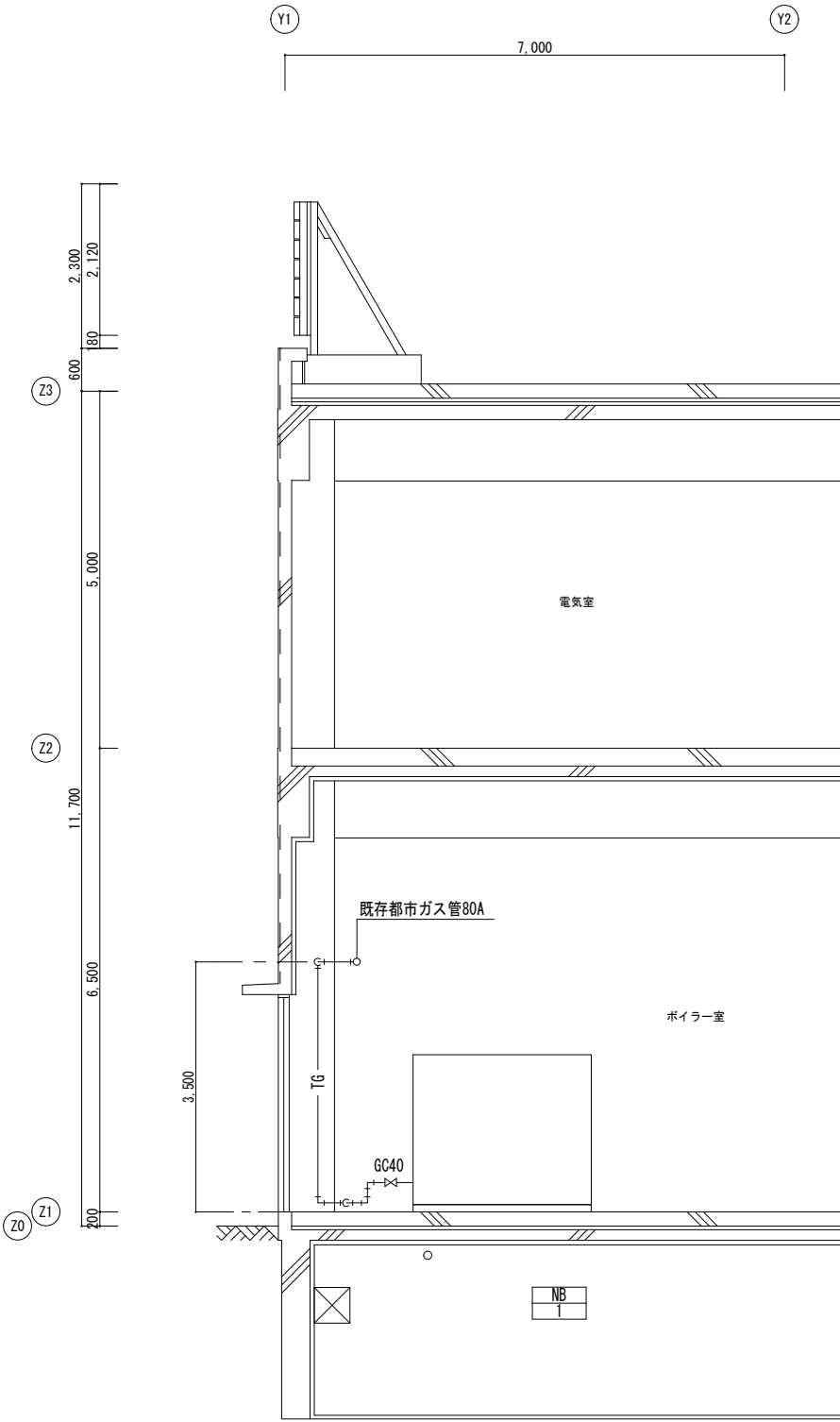
摘要	設計年月日	変更年月日		照 査	設 計	製 図	有 限 公 司 ク ラ フ ト 設 備 設 計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本社 千 360-0824 熊 谷 市 見 晴 町 3 番 地 TEL 048-521-6300 本 崎 千 370-0862 高 崎 市 片 岡 町 3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称 循環器・呼吸器病センター エネルギー棟 熱源設備 改修工事	設計図	図面番号
	R07年03月28日			栗 木	栗 木	佐 藤		大 谷	図面名 エネルギー棟 蒸気ボイラー-B2 機器図 撤去	縮尺 A 1 1 : NON A 3 1 1 : NON



立面図 南側
(A1 1:100/A3 1:200)



立面図 西側
(A1 1:100/A3 1:200)



矩計図
(A1 1:50/A3 1:100)

	本部長	管理幹	主 幹	主 任	担 当
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本 部					

摘要	設計年月日	変更年月日	照 査	設 計	製 図	有 限 公 司 ク ラ フ ト 設 備 設 計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本 社 〒360-0824 熊 谷 市 見 晴 町 3 番 地 TEL 048-521-6300 高 崎 〒370-0862 高 崎 市 片 岡 町 3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称 循環器・呼吸器病センター エネルギー棟 熱源設備 改修工事 図面名 エネルギー棟 立面図(西、南面)・矩計図	設計図 縮尺A 1 1:100 A3 1:200	図面番号 M - 53
	R07年03月28日		栗 木	栗 木	佐 藤				
					大 谷				

工事工程表（案）	循環器・呼吸器病センターエネルギー棟熱源設備改修工事
----------	----------------------------

工 事 区 分	令和7年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
機材承諾・発注			↔									
チラー、冷却塔機材制作			←				8ヶ月				→	
既存水冷チラーRC-1運転	≪ -----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----->			
空冷チラーR-2A, 2B運転										≪ -----	-----	----->
冷却塔、冷却水ポンプ撤去・更新									←-----	-----→		
冷温水機R-1A、冷温水ポンプ撤去									←-----	-----→		
水冷チラーRC-1撤去・更新											↔	→
蒸気ボイラー機材制作			←-----	-----	3ヶ月	----->						
既存蒸気ボイラーB-1A, B-1B運転	≪ -----	-----	-----	-----	----->							
既存蒸気ボイラーB-1A運転						≪ -----	-----	----->				
新設蒸気ボイラーNB-1, 2, 3運転									≪ -----	-----	-----	----->
油配管撤去、B-1A用仮設油配管、薬液注入装置移設						↔						
既存蒸気ボイラーB-1B, B-2撤去						↔						
蒸気ボイラー煙突新設						←-----	----->					
新設蒸気ボイラーNB-1, 2, 3設置						←-----	----->					
既存蒸気ボイラーB-1A、油設備撤去									↔			
蒸気ボイラー配管切替 暖房、給湯停止(夜間、数回)							←-----	----->				
自動制御設備、電気設備工事						←-----	-----					→

	本部長	管理幹	主 幹	主 任	担 当
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本 部					

摘要	設計年月日	変更年月日		照 査	設 計	製 図	有 限 公 司 ク ラ フ ト 設 備 設 計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第 337527号 栗木 薫 本 社 〒 360-0824 熊 谷 市 見 晴 町 3 番 地 TEL 048-521-6300 高 崎 〒 370-0862 高 崎 市 片 岡 町 3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称 循環器・呼吸器病センター エネルギー棟 熱源設備 改修工事 図面名 工事工程表（案）	設計図 縮尺A 1 1：NON A 3 1：NON	図面番号 M - 54
	R07 年 03 月 28 日		栗 木	栗 木	佐 藤 大 谷					

1 工事概要

1.1 工事名 2.4 循環器・呼吸器病センターエネルギー棟熱源設備改修工事

1.2 工事場所 熊谷市坂井1696

1.3 工期 吳 約 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで

現場施工期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

1.4 工事科目 (○印の付いたものを適用する)

● 電灯設備 ● 動力設備 ● 電熱設備 ● 雷保護設備 ● 受変電設備 ● 電力貯蔵設備 ● 発電設備 ● 構内情報通信網設備 ● 構内交換設備 ● 情報表示設備 ● 映像、音響設備 ● 拡声設備（非常放送設備） ● 誘導支援、呼出し設備	● テレビ共同受信設備 ● テレビ電波障害防除設備 ● 監視カメラ設備 ● 駐車場管制設備 ● 防犯、入退室管理設備 ● 自動火災報知設備 ● 自動閉鎖設備 ● ガス漏れ火災警報設備 ● 電話配管設備 ● 中央監視制御設備 ● 医療関係設備 ● 昇降機設備 ● 仮設電源設備
--	---

- 1.9 同時期発注の関連工事 ・ 建築工事 ・ 機械設備工事
- 2 工事仕様
- 2.1 共通仕様
- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
- なお、興業工事の場合は、公共住宅建築工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- 2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものも適用しない。）
- 印と※印の付いた場合は、共に適用する。）

項	目	特 記 事 項
1	機械等	本工事に使用する機械等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機械等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機械等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく特定調達品目に該当する機械を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配座事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2	施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律(第91条)に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3	工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる。 ・できない。
5	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6	監督員事務所	本工事で ・設ける(規模) ※設けない
7	保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8	再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で交付する。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9	完成図書の 電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ・適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
10	発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 (構外搬出処理費は、※本工事・別途) (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分をするもの (銅屑・鉄屑) (3) 再生資源化を図るもの(蛍光管) 蛍光管等は再生資源化施設等に搬出し、全てリサイクルするものとする。 (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

11

金属配電管の
塗装

露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。
また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。

12

鍵

壁等の鍵は、既存壁及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。

13

地中電線路

(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。

敷き均し土	管 種 別
良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)

(2) 地中電線路には、ケーブル埋設槽及び保護シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の保護シートは図面特記による。
(3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。

14

回路の種別
行先の表示

ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。

15

電線の接続

湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。
上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。

16

電線管の接続

屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。

17

接地工事

漏電遮断器で保護されている回路と保護されていない回路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑×黄又は緑×色帯で区別する。

18

建設発生土の
処理

埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
・構外搬出適切な処理する。

19

再生砂・再生砕石
再生アスコン使用

再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に ・使用できる。 ※使用できない。
再生砂使用に先立ち、1 購入あたり1 検体の六価クロム溶出試験を行う土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

20

耐震施工

設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。
なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
(1) 設計用水平地震力
機器の重量[kgf]に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類 (※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

【備 考】(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。
重要機器
・配電盤 ・発電装置 (防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置
上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

21

あと施工アンカー

機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清槽状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
(原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。)
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

22

はつり及びあと
施工アンカー打設

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。

23

改修部分の足場

本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。
(1) 内部足場 ※ 脚立足場
(2) 外部足場 ※ A種 (枠組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種
※足場を設ける場合は、「(一)手すり先行工法等に関するガイドライン」について「(厚生労働省発基本第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する準則」、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。

24

墜落制止用器具
(フルハーネス型)

※使用を要する
・使用を要しない

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
(平成30年6月22日付基発0622第2号)による

25	アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物と綜合有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
26	電気保安技術者	(a) 受注者は、電気工物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。 (b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を監督員に提出して承諾を受ける。 (1) 事業用電気工物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者、一般電気工事施工監理技士又はこれと同等の知識及び経験を有する者。 (2) 一般用電気工物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者。 (c) 電気保安技術者は、監理技術者、主任技術者、現場代理人が兼任できる。 (d) 電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工物の保安業務を行う。 (e) 電気主任技術者を別途配置している電気工物に係る工事においては、電気主任技術者及び監督員と協議し保安業務に支障がないよう努める。
27	工事用電力設備の保安責任者	(a) 受注者は、工事用電力設備の保安責任者として、関係法令に基づき、有資格者を定め、監督員に報告する。 (b) 保安責任者は、前項27の電気保安技術者が兼任できる。 (c) 保安責任者は、適切な保安業務を行う。
28	その他	(1) 施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 (2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 (3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 (4) 本工事にかかる費公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 (6) 改修工事等を施工する場合、施工する前に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 (7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 (8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電措置・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 (9) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
		以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

項	目	特	記	事	項
1	電灯設備	(1)	配線器具	スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は運用形とする。なお、2口コンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、異質住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。	
		(2)	照明器具	防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとす。	
		(3)	照度測定	電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。	
		(4)	分電盤	分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。	
		(5)	継棒	天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継棒を使用する。ただし、ボード張り、ボード裏面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、継棒を必要としない。	
		(6)	位置ボックスの省略	ケーブルころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。	
2	動力設備	(1)	動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきⅤ・Ⅴ・Ⅴ・Ⅴの4Pを原則とする。		
		(2)	電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。		
3	雷保護設備			受雷部突針はLR1とする。	
4	受変電設備	高 圧 引 込	引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 (端末処理 ・ 耐塩用 ・ 一般用)		
	受 電 電 圧 柱上用高圧気中 負荷開閉器(PAS)		交流3相3線式 6.6kV 50Hz 定格電圧 7.2kV 定格電流 A		
	主 断 装 置 変圧器設備容量	定格電圧 動力用	kV 定格遮断電流 kA kVA × 台		
		電灯用	kVA × 台		
		高圧進相コンデンサ 直列リアクトル	kVar × 台 ・ 6 % ・ 1.3 % kVar × 台		
5	構内情報通信 網設備			ネットワーク機器を室内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。	
6	電力貯蔵設備			・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ (概要)	

項 目	特 記 事 項
7 発電設備	・ ディーゼル発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ (概要) ・ ガスエンジン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 熱併給(コージェネレーション)発電装置 ・ 風力発電装置
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報 設備、拡声設備 (非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2) 給気室内の接続は端子を使用し、回路を分けておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

- | 名 称 | 測 点 | 取付高さ (mm) | |
|---------------------------|-------|------------------|------------------|
| | | 一 般 | 県営住宅 |
| スイッチ (一般) | 床上～中心 | 1,300 | 1,200 |
| 〃 (身体障害者用) | 〃 | 1,100 | 1,000 |
| 〃 (人感センサ一切換用) | 〃 | 2,000 | 2,000 |
| コンセント、電話用アット、直列コンセント (一般) | 〃 | 300 | 400 |
| 〃 (和室) | 〃 | 150 | 200 |
| 〃 (台上) | 台上～中心 | 150 | 500 |
| 防水型コンセント | 床上～中心 | 500 | 500 |
| 分電盤、制御盤、開閉器箱 | 〃 | (上端1,900以下)1,500 | (上端1,900以下)1,500 |
| 呼出ボタン (身体障害者用) | 〃 | 900 | 900 |
| 復帰ボタン (〃) | 〃 | 1,800 | 1,800 |
| 廊下表示灯 (〃) | 〃 | 2,000 | 2,000 |
| 端子盤 | 〃 | (上端1,900以下)1,500 | 2,000 |
- 3 その他
- 3.1 他工事との取合区分
 発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺
 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義
 本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3
- ・中間処理施設 市 内地、（株）
- ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず）
- ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）

第3条 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を、可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

第5条 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。

第6条 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

第7条 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）により管理するものとする。

第8条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基き締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付するものとする。

第9条 受注者は、工事検査時に管理票の原本を提示するものとする。

第10条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象とならないものとする。

第11条 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。

第12条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態で維持できるような必要事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。

第2条 この特記仕様書において用いる用語の定義は、次の各号による。

- 1 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。
- 2 発注者とは、本工事の発注者をいう。
- 3 受注者とは、本工事の受注者をいう。
- 4 製造者とは、昇降機の製造者をいう。
- 5 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。
- 6 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守点検業務を受注した者をいう。

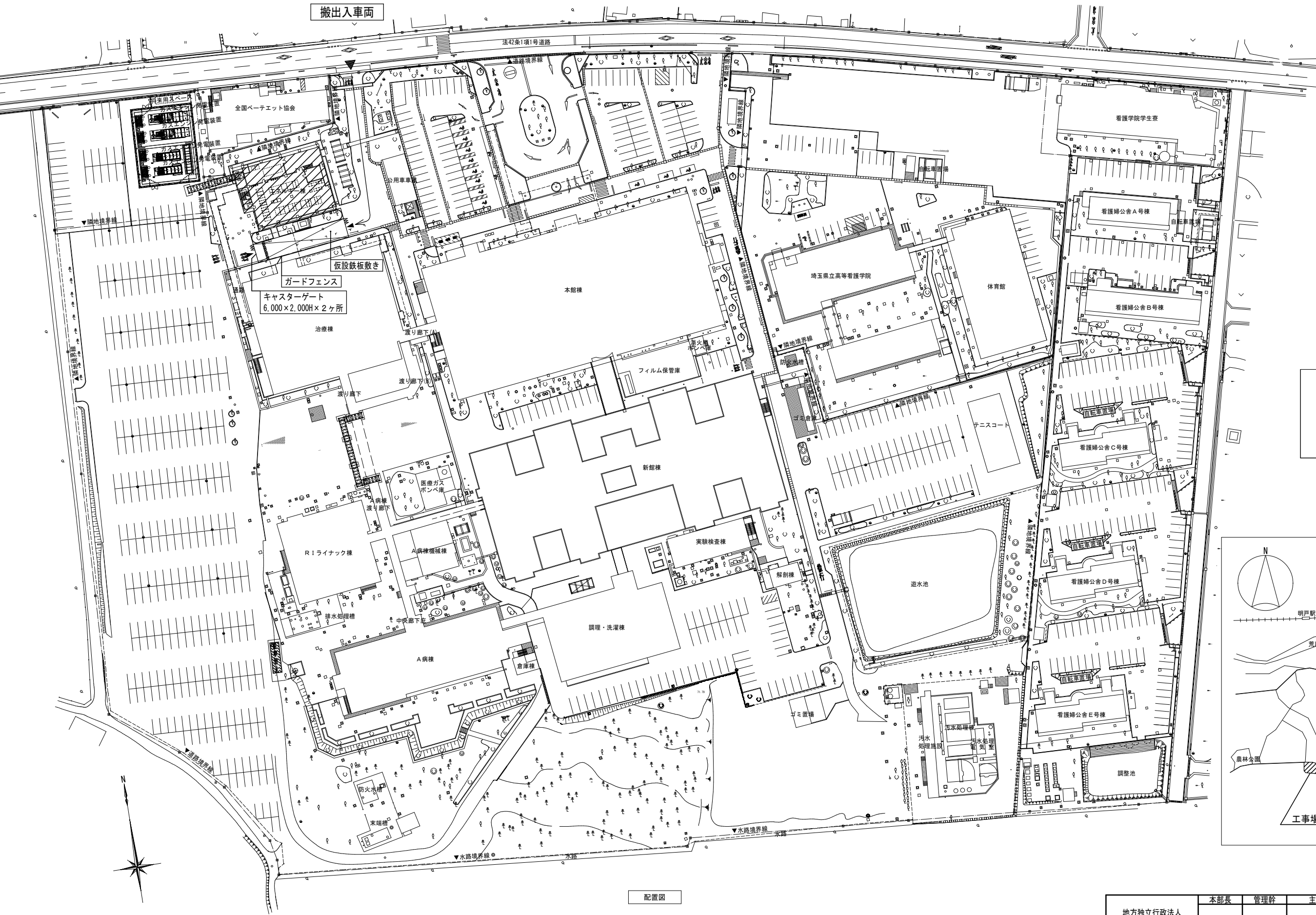
第3条 製造者又は受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。

- 1 製造者は、製造した昇降機の部品等、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
- 2 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
- 3 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。
- 4 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。

第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

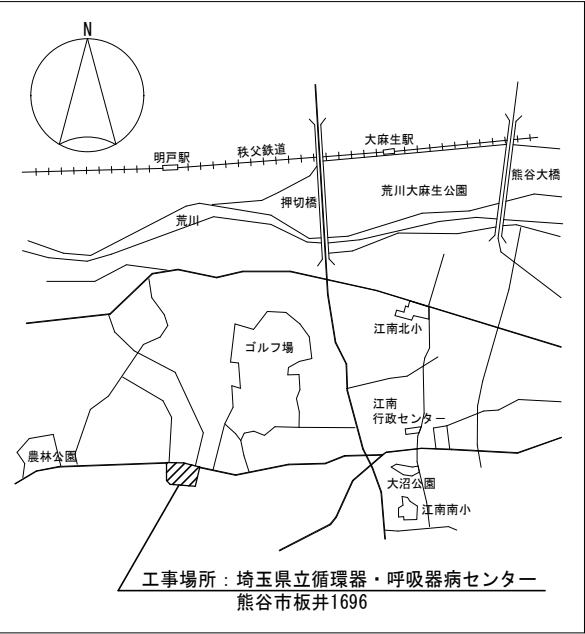
工事範囲の主な既設機器メーカー	
機器名称	既設機器メーカー名
官公庁等打ち合わせ機関	
建築：	
昇降機：	
施設管理者：	
電力会社：	
電話会社：	
ケーブルテレビ会社：	
消防本部：	

[illegible]



凡例

 工事範囲を示す



案内図

本部長	管理幹	主 幹	主 任	担 当
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本 部				

摘要	設計年月日	変更年月日	照 査	設 計	製 図	有 限 公 司 ク ラ フ ト 設 備 設 計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本 社 〒360-0824 熊 谷 市 見 晴 町 3 番 地 TEL 048-521-6300 高 崎 〒370-0862 高 崎 市 片 岡 町 3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称 循環器・呼吸器病センター エネルギー棟 熱源設備 改修工事 図面名 案内・配置図	設計図 縮尺A 1:1,600 A3 1:1,200	図面番号 E - 03
	R07年03月28日		栗 木	栗 木	佐 藤 大 谷				

動力分電盤(既存)

撤去機器のブレーカーはOFFとし、ブレーカー及び盤面にその旨の表示を行い、2次側ケーブルを端子台から離線すること

E1P-2

屋内壁掛型

AC 3φ200V (変電設備より)

改修前									改修後										
			φ	V	kW		AF	AT	制御			φ	V	kW		AF	AT	制御	
0		主幹								0	新設	主幹より分岐							
1	B-1A	蒸気ボイラー	3	200	17.35	MCB3P	100	75	電源送り	1	B-1A	蒸気ボイラー	3	200	30.75	MCB3P	225	175	新設盤E1P-Bへ送り
2	B-1B	蒸気ボイラー	3	200	17.35	MCB3P	100	75	電源送り	2	B-1B	蒸気ボイラー	3	200		MCB3P	100	75	ボイラー撤去、離線
3	PH-3A	温水ポンプNo1	3	200	3.70	ELB3P	100	75	INV(2)盤へ電源送り	3	PH-3A	温水ポンプNo1	3	200	3.70	ELB3P	100	75	既存のまま
4	PH-3B	温水ポンプNo2	3	200	3.70	ELB3P	50	40	Mg内蔵	4	PH-3B	温水ポンプNo2	3	200	3.70	ELB3P	50	40	既存のまま
5	SF-2	給気ファン	3	200	5.50	MCB3P	50	50	Mg内蔵	5	SF-2	給気ファン	3	200	5.50	MCB3P	50	50	既存のまま
6		制御電源	1	200		MCB2P	50	15		6		制御電源	1	200		MCB2P	50	15	
計 47.60									計 43.65										

E1P-2

屋内壁掛型

AC-GC 3φ200V (変電設備より)

改修前								改修後									
		φ	V	kW		AF	AT	制御			φ	V	kW		AF	AT	制御
0		3	200	18.8	MCB3P	225	125		0		3	200		MCB3P	225	175	既存のまま
1	PV-1	3	200	3.00	MCB3P	50	20	電源送り	1	PV-1	3	200	3.00	MCB3P	50	20	既存のまま
2	OGP-1A	3	200	0.75	MCB3P	50	15	Mg内蔵	2	OGP-1A	3	200		MCB3P	50	15	ポンプ撤去、離線
3	OGP-1B	3	200	0.75	MCB3P	50	15	Mg内蔵	3	OGP-1B	3	200		MCB3P	50	15	ポンプ撤去、離線
4	OGP-1C	3	200	OFF	MCB3P	50	15	負荷接続無し	4	OGP-1C	3	200	OFF	MCB3P	50	15	既存のまま
5	OGP-1D	3	200	OFF	MCB3P	50	15	負荷接続無し	5	OGP-1D	3	200	OFF	MCB3P	50	15	既存のまま
6	B-2	3	200	10.60	MCB3P	100	100	電源送り	6	B-2	3	200		MCB3P	100	100	ボイラー撤去、離線
7	SF-1	3	200	3.70	MCB3P	50	40	Mg内蔵	7	SF-1	3	200	3.70	MCB3P	50	40	既存のまま
8		1	200		MCB2P	50	15		8		1	200		MCB2P	50	15	
計 18.80								計 6.70									

E1P-3(1)

屋内壁掛型

AC 3φ200V (変電設備より)

改修前									改修後										
		φ	V	kW		AF	AT	制御			φ	V	kW		AF	AT	制御		
0		主幹	3	200	82.70	MCB3P	600	500		0		主幹	3	200	11.00	MCB3P	600	500	既存のまま
1	PCD-1-1	冷却水ポンプNo1	3	200	11.00	ELB3P	225	125	INV (P-1) 盤へ電源送り	1	PCD-1-1	冷却水ポンプNo1	3	200	11.00	ELB3P	225	125	既存のまま
2	R-1A	冷温水発生機	3	200	16.20	MCB3P	225	125	電源送り	2	R-1A	冷温水発生機	3	200		MCB3P	225	125	冷温水機撤去、離線
3	PCH-11A	冷温水ポンプ一次No1	3	200	18.50	ELB3P	225	125	Mg内蔵	3	PCH-11A	冷温水ポンプ一次No1	3	200		ELB3P	225	125	ポンプ撤去、離線
4	PCD-11B	冷却水ポンプNo1	3	200	18.50	ELB3P	225	125	Mg内蔵	4	PCD-11B	冷却水ポンプNo1	3	200		ELB3P	225	125	ポンプ撤去、離線
5	PCH-11B	冷温水ポンプ一次No2	3	200	18.50	ELB3P	225	125	Mg内蔵	5	PCH-11B	冷温水ポンプ一次No2	3	200		ELB3P	225	125	ポンプ撤去、離線
6		制御電源	1	200		MCB2P	50	15		6		制御電源	1	200		MCB2P	50	15	
計 82.70									計 11.00										

	本部長	管理幹	主 幹	主 任	担 当
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本 部					

動力分電盤(既存)

ERP-1 屋外自立型 AC 3φ200V (変電設備より)

改修前										改修後												
			φ	V	kW		AF	AT	制御	改修概要				φ	V	kW		AF	AT	制御	改修概要	
0		主幹	3	200	41.00	MCB3P	225	200			0		主幹	3	200	24.50	MCB3P	225	200			既存のまま
1	CT-1A-1	冷却塔	3	200	5.50	ELB3P	50	50	Mg内蔵 *1	ブレーカ、Mg撤去	1	CT-1A-1	冷却塔	3	200	3.70	ELB3P	60	60	冷却水ポンプ 連動かつサモ (計装工事) 発停	ブレーカ、Mg更新	
2	CT-1A-2	冷却塔	3	200	5.50	ELB3P	50	50	Mg内蔵 *1	ブレーカ、Mg撤去	2	CT-1A-2	冷却塔	3	200	3.70	ELB3P	60	60	冷却水ポンプ 連動かつサモ (計装工事) 発停	ブレーカ、Mg更新	
3	CT-1A-3	冷却塔	3	200	5.50	ELB3P	50	50	Mg内蔵 *1		3	CT-1A-3	冷却塔	3	200		ELB3P	50	50		機器撤去、離線	
4	CT-1B-1	冷却塔	3	200	5.50	ELB3P	50	50	Mg内蔵 *1	ブレーカ、Mg撤去	4	CT-1B-1	冷却塔	3	200	3.70	ELB3P	60	60	冷却水ポンプ 連動かつサモ (計装工事) 発停	ブレーカ、Mg更新	
5	CT-1B-2	冷却塔	3	200	5.50	ELB3P	50	50	Mg内蔵 *1	ブレーカ、Mg撤去	5	CT-1B-2	冷却塔	3	200	3.70	ELB3P	60	60	冷却水ポンプ 連動かつサモ (計装工事) 発停	ブレーカ、Mg更新	
6	CT-1B-3	冷却塔	3	200	5.50	ELB3P	50	50	Mg内蔵 *1	ブレーカ、Mg撤去	6	CT-1B-3	冷却塔	3	200	3.70	ELB3P	60	60	冷却水ポンプ 連動かつサモ (計装工事) 発停	ブレーカ、Mg更新	
7	CH-1	冷却塔凍結防止ヒータ	3	200	4.00	ELB3P	50	20	Mg内蔵 *2		7	CH-1	冷却塔凍結防止ヒータ	3	200	3.00	ELB3P	50	20	凍結防止サモ(計装工事) 発停	4KW⇒3KW更新、接続替	
8	CH-2	冷却塔凍結防止ヒータ	3	200	4.00	ELB3P	50	20	Mg内蔵 *2		8	CH-2	冷却塔凍結防止ヒータ	3	200	3.00	ELB3P	50	20	凍結防止サモ(計装工事) 発停	4KW⇒3KW更新、接続替	
9		水銀灯	3	200	不明	ELB3P	50	20			9		水銀灯	3	200	不明	ELB3P	50	20		既存のまま	
10		予備	3	200		ELB3P	50	50			10		予備	3	200		ELB3P	50	50		既存のまま	
11		制御電源	1	200		ELB2P	50	10			11		制御電源	1	200		ELB2P	50	10		既存のまま	
12		制御電源	1	200		ELB2P	50	10			12		制御電源	1	200		ELB2P	50	10		既存のまま	
計 41.00										計 24.50												

ERP-1 屋外自立型 AC 1φ100V

改修前										改修後									
			φ	V	kW		AF	AT	制御			φ	V	kW		AF	AT	改修概要	
0		主幹								0		主幹							
1	WH-1A	薬注装置	1	100	0.02	MCB2P	50	15	電源送り	1	WH-1A	薬注装置	1	100	0.02	MCB2P	50	15	電源送り、機器更新接続替え
2	WH-1B	薬注装置	1	100	0.02	MCB2P	50	15	電源送り	2	WH-1B	薬注装置	1	100	0.02	MCB2P	50	15	電源送り、機器更新接続替え
3		コンセント	1	100		MCB2P	50	15		3		コンセント	1	100		MCB2P	50	15	既存のまま
4		計装電源	1	100		MCB2P	50	15	電源送り	4		計装電源	1	100		MCB2P	50	15	既存のまま
5		換気扇	1	100		MCB2P	50	10	手動、自動切替SW	5		換気扇	1	100		MCB2P	50	10	既存のまま

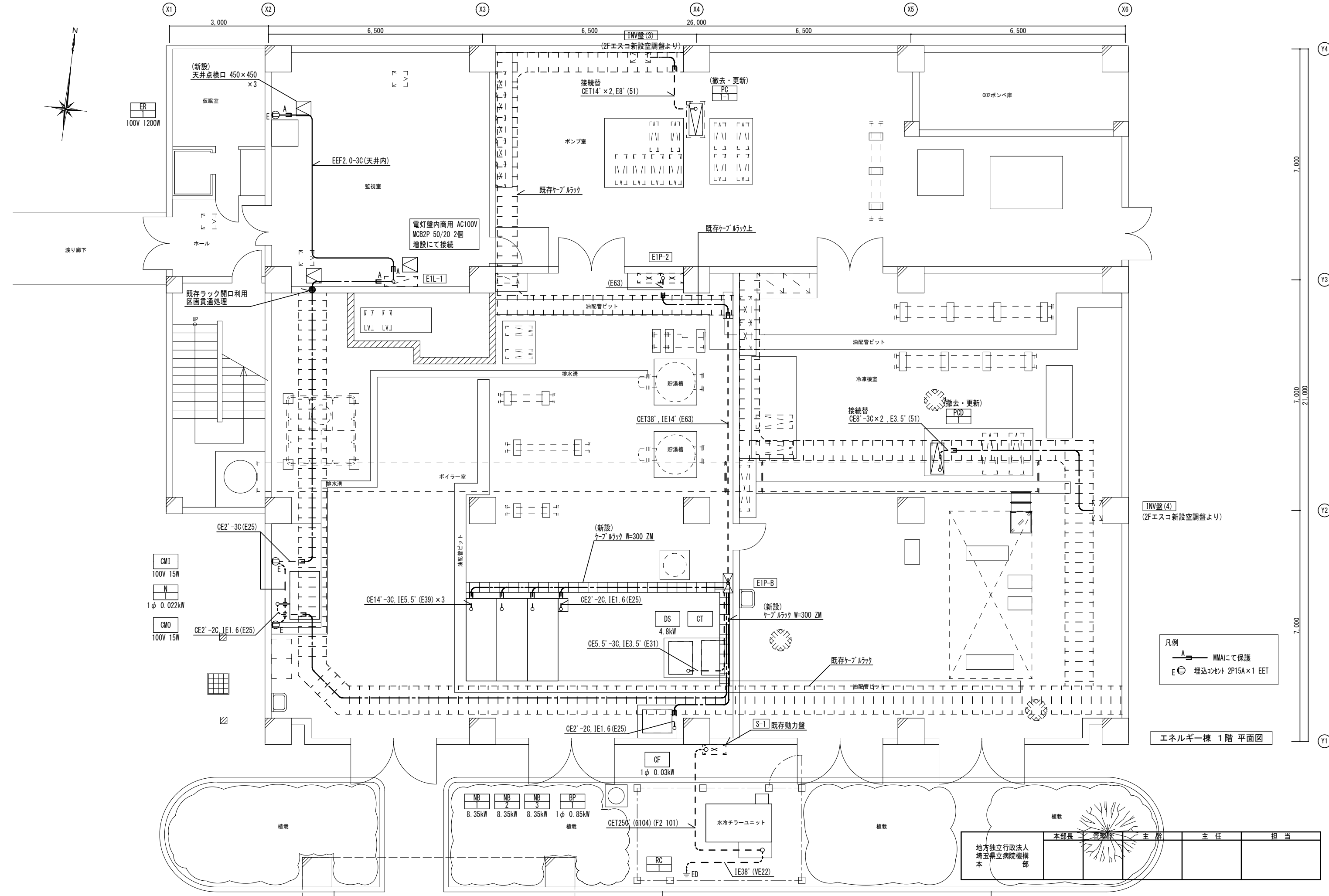
動力分電盤(新設)

E1P-B 屋内壁掛型 AC 3φ200V (E1P-2より)

			φ	V	kW		AF	AT	制御
0		主幹							PL付き
1	NB-1	蒸気ボイラー	3	200	8.35	ELB3P	100	75	電源送り
2	NB-2	蒸気ボイラー	3	200	8.35	ELB3P	100	75	電源送り
3	NB-3	蒸気ボイラー	3	200	8.35	ELB3P	100	75	電源送り
4	DS	脱酸素装置	3	200	4.80	ELB3P	50	40	電源送り
5	BP-1	ボイラー制御パネル	1	200	0.85	ELB2P	50	15	電源送り
6	CF	薬液注入装置	1	200	0.03	ELB2P	50	15	電源送り
7		計装電源	1	200	0.02	ELB2P	50	15	電源送り

	本部長	管理幹	主 幹	主 任	担 当
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本 部					

摘要	設計年月日	変更年月日	照 査	設 計	製 図	有限会社 クラフト設備設計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本 社 〒 360-0824 熊 谷 市 見 晴 町 3 番 地 TEL 048-521-6300 高 崎 〒 370-0862 高 崎 市 片 岡 町 3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称 循環器・呼吸器病センター エネルギー棟 熱源設備 改修工事	設計図	図面番号 E - 05
	R07 年 03 月 28 日		栗 木	栗 木	佐 藤				
					大 谷				
							図面名 エネルギー棟 動力分電盤2 改修前・後	縮尺 A 1 1 : NON A 3 1 : NON	



凡例
A MMAにて保護
E EET 埋込コンセント 2P15A×1 EET

エネルギー棟 1階 平面図

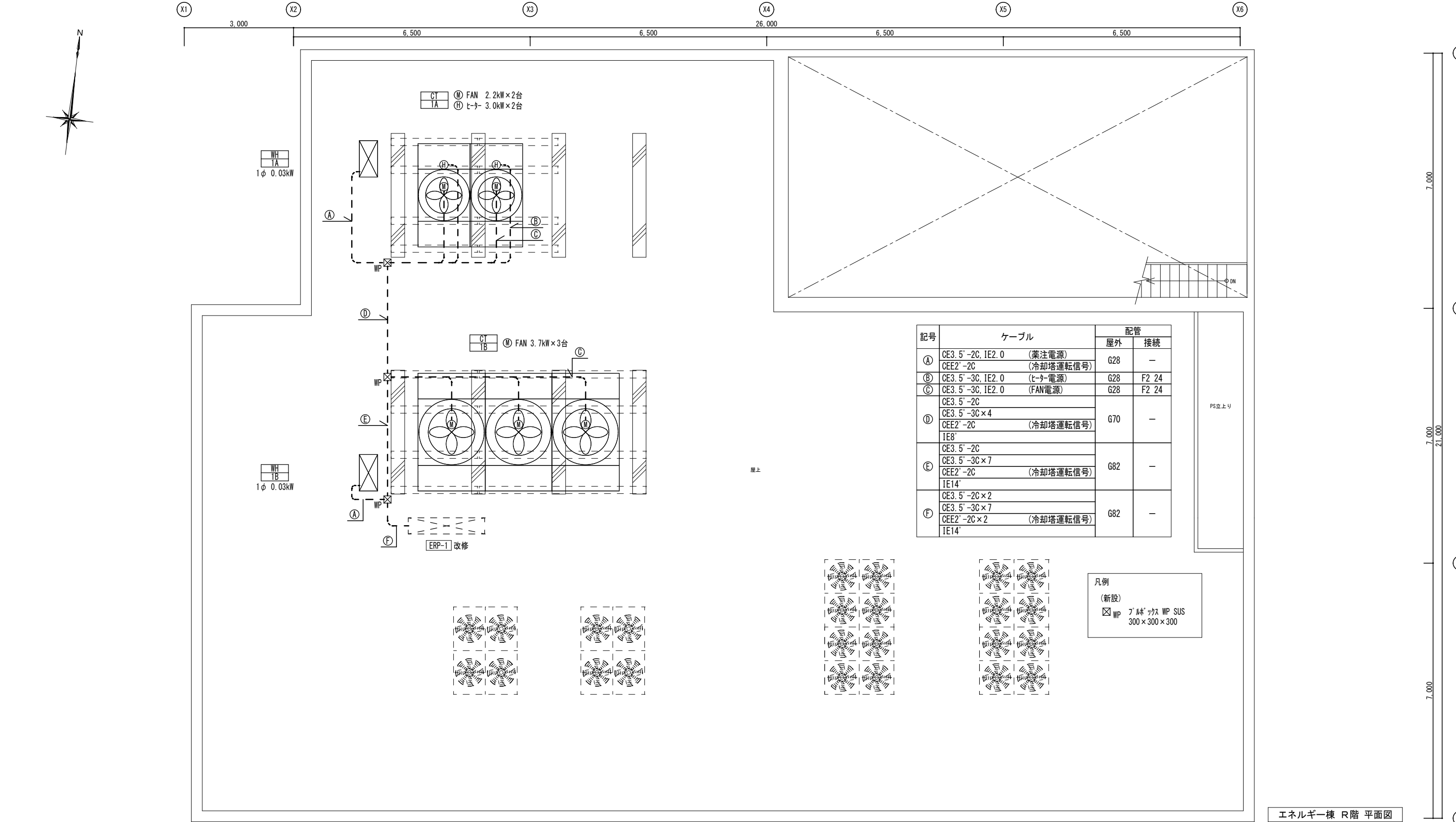
概要	設計年月日	変更年月日	照査	設計	製図	工事名称 循環器・呼吸器病センター エネルギー棟 熱源設備 改修工事 図面名 エネルギー棟 1階 動力・電灯設備図 改修後	設計図 縮尺A 1 : 50 A3 1 : 100	図面番号 E - 06
	R07 年 03 月 28 日		栗木	栗木	佐藤 大谷			

地方独立行政法人
埼玉県立病院機構
本部

本部長	管理科	主任	担当

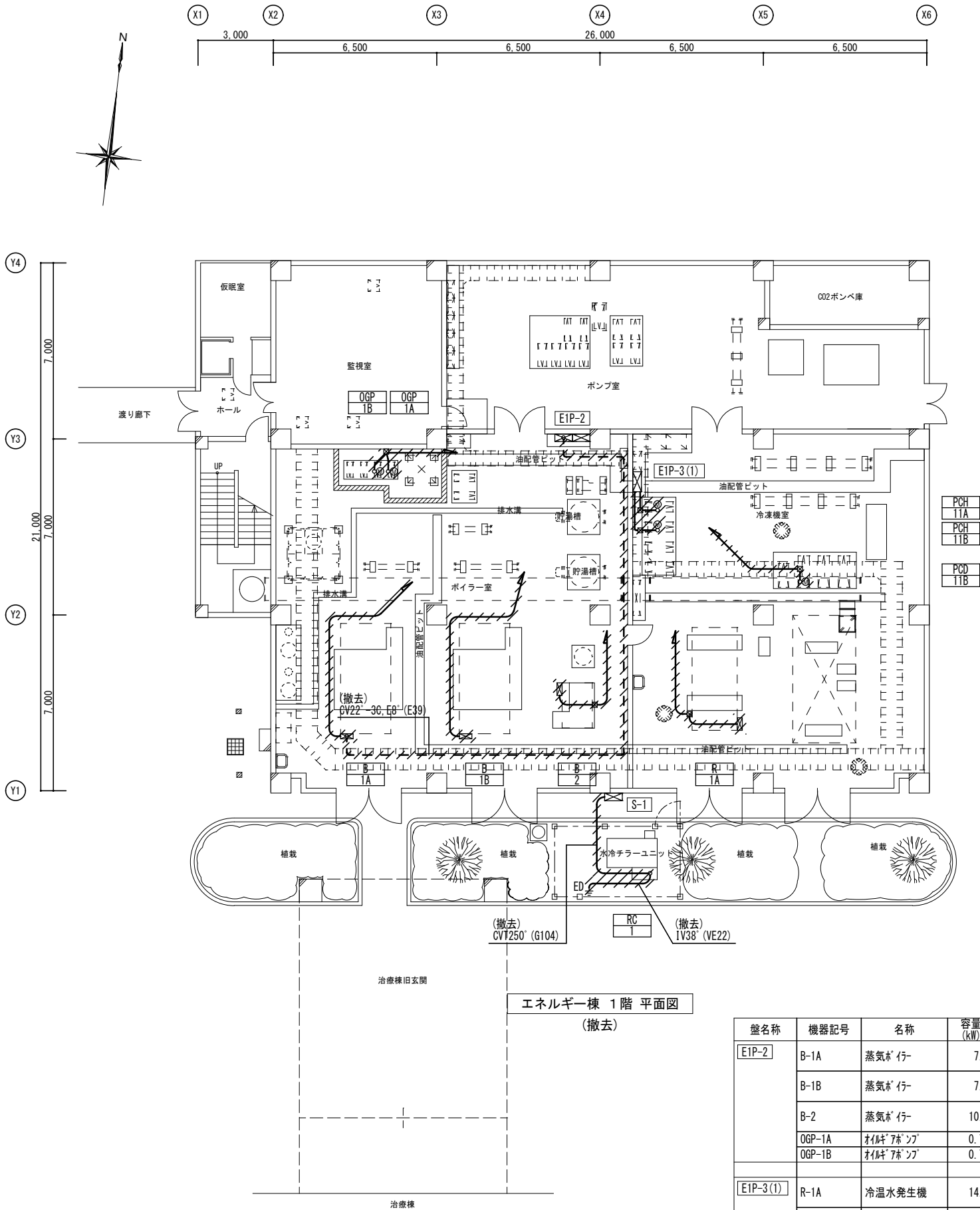
建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫
本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300
高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032

エネルギー棟 1階 平面図



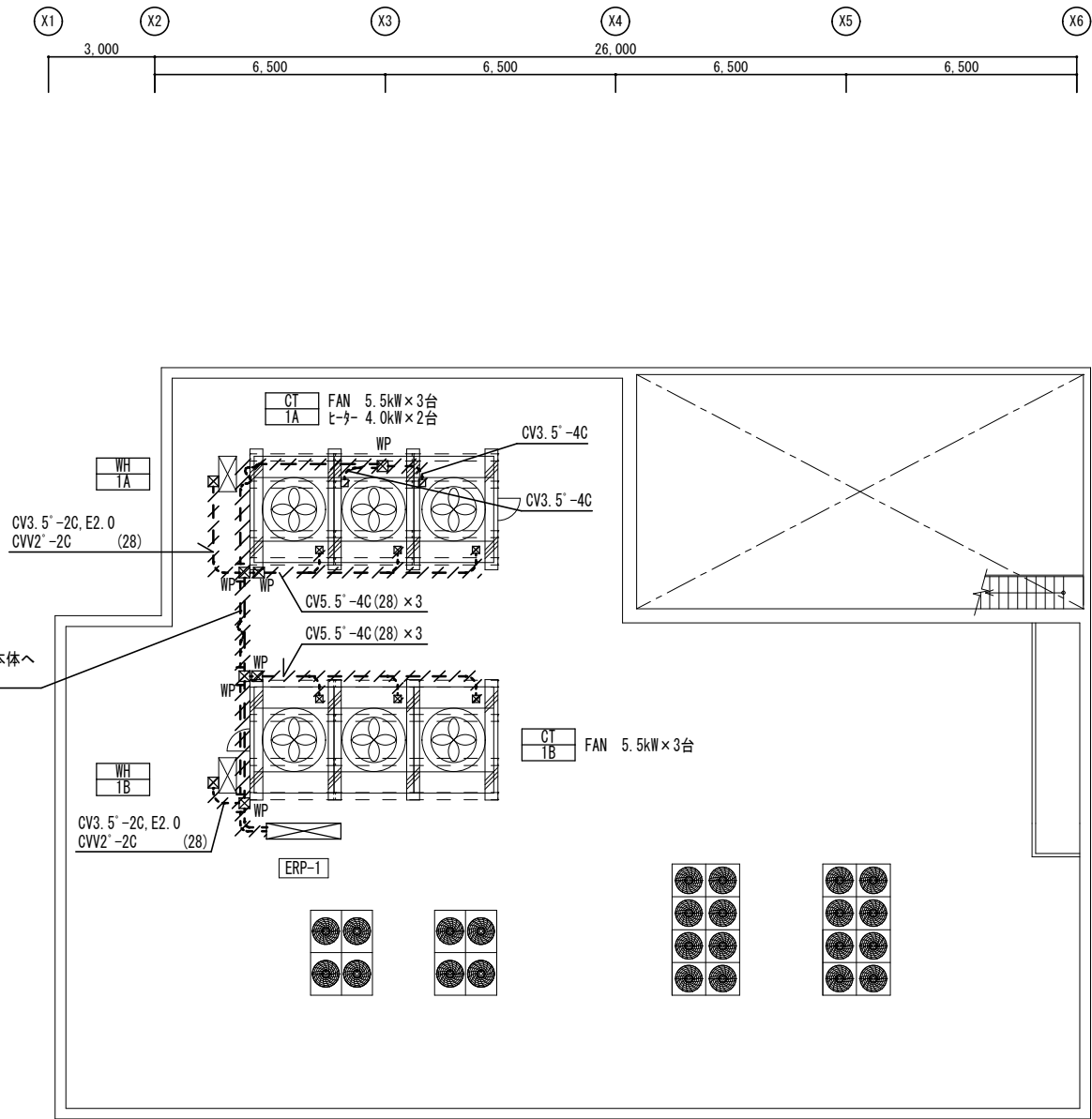
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本部	本部長	管理幹	主 幹	主 任	担 当

摘要	設計年月日	変更年月日	照 査	設 計	製 図	有 限 公 司 クラフト設備設計 建築設備士 第61C1-2681M 号一級建築士 第337527号 栗木 薫 本 社 〒360-0824 熊 谷 市 見 晴 町 3 番 地 TEL 048-521-6300 高 崎 〒370-0862 高 崎 市 片 岡 町 3-1-5 TEL 027-324-1032	工事名称 循環器・呼吸器病センター エネルギー棟 熱源設備 改修工事 図面名 エネルギー棟 R階 動力・電灯設備図 改修後	設計図	図面番号 E - 07
	R07 年 03 月 28 日		栗 木	栗 木	佐 藤 大 谷				



エネルギー棟 1階 平面図
(撤去)

壁名称	機器記号	名称	容量 (kW)	配線サイズ
E1P-2	B-1A	蒸気ボイラー	7.4	CVT22", E8" (39) CVW2"-10C (PF22)
	B-1B	蒸気ボイラー	7.4	CVT22", E8" (PF28) CVW2"-10C (PF22)
	B-2	蒸気ボイラー	10.6	CVT14", E8" (PF28) CVW2"-10C (PF22)
	OGP-1A	オイルポンプ	0.75	CV3.5"-4C (22)
	OGP-1B	オイルポンプ	0.75	CV3.5"-4C (22)
E1P-3(1)	R-1A	冷温水発生機	14.1	CVT14", E8" (PF28) CVW2"-10C (PF28)
	PCH-11A	冷温水ポンプ	18.5	CVT14", E8" (PF28)
	PCH-11B	冷温水ポンプ	18.5	CVT14", E8" (PF28)
	PCD-11B	冷却水ポンプ	18.5	CVT14", E8" (PF28) CVT14" (PF28)

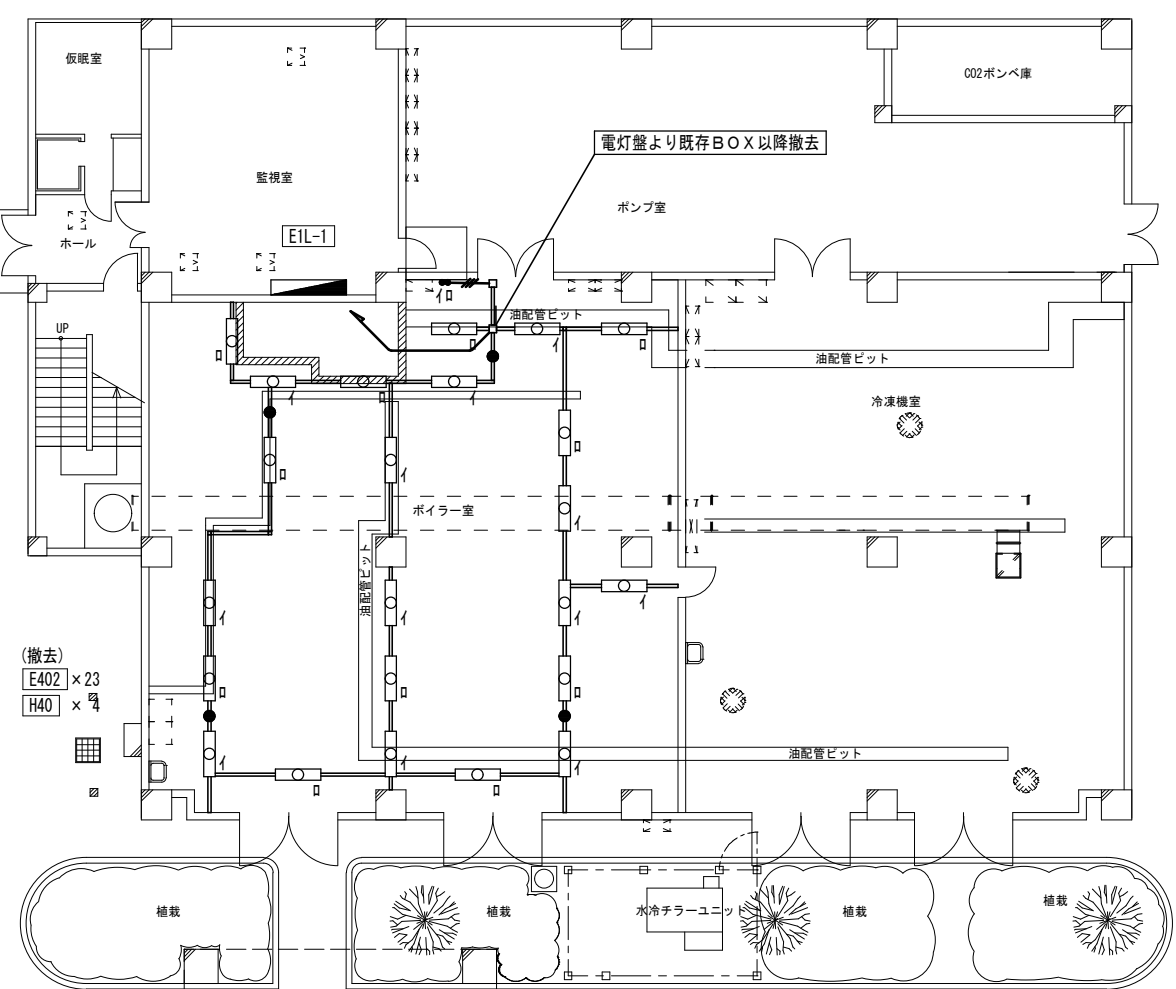
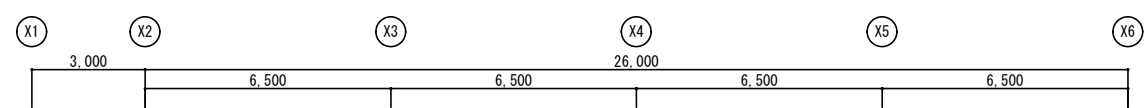


エネルギー棟 R階 平面図
(撤去)

凡 例
//// : 撤去配管・機器を示す
埋込配管残置
WP : 300×300×300 SUS

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本 部	本部長	管理幹	主 幹	主 任	担 当

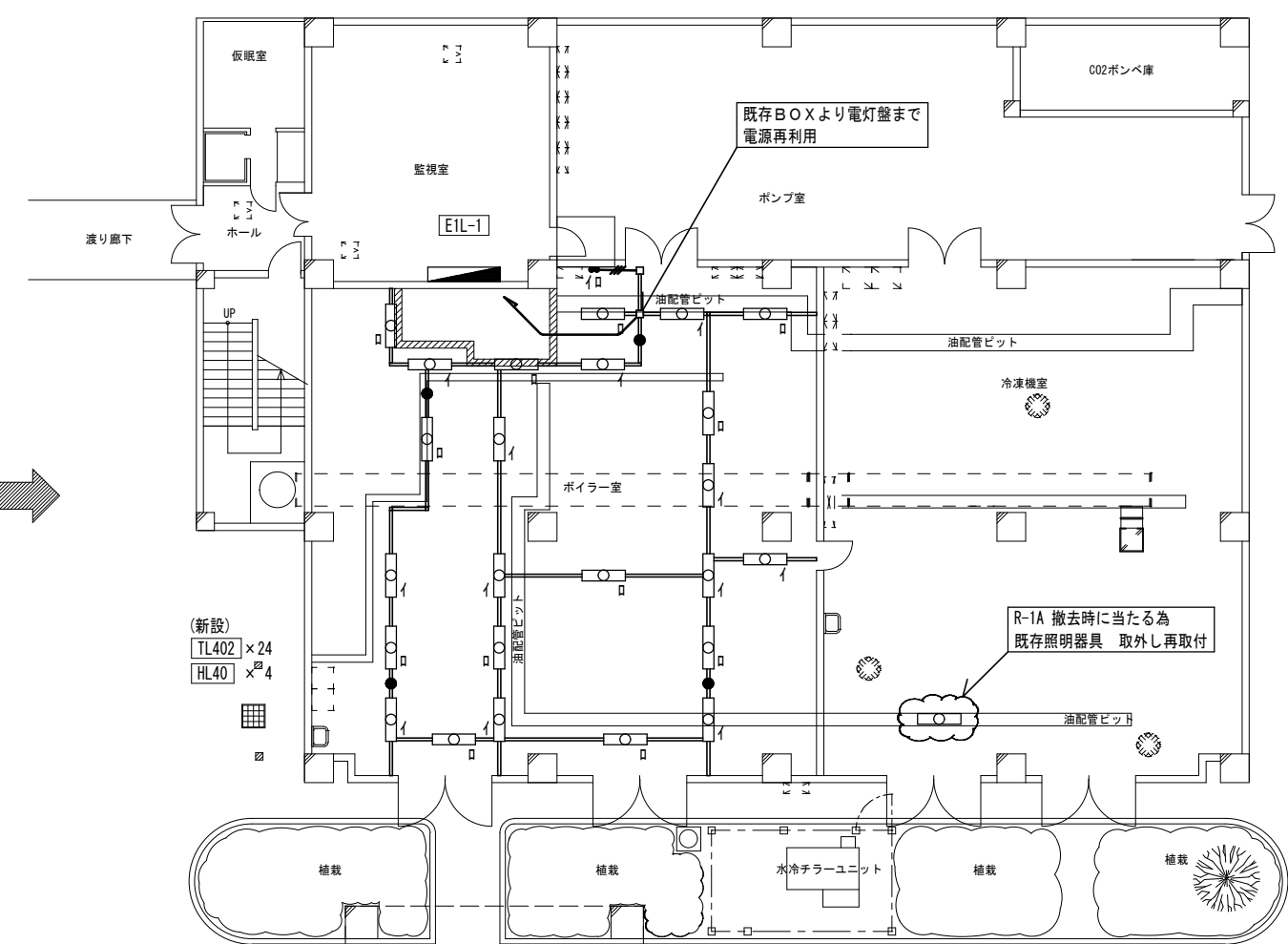
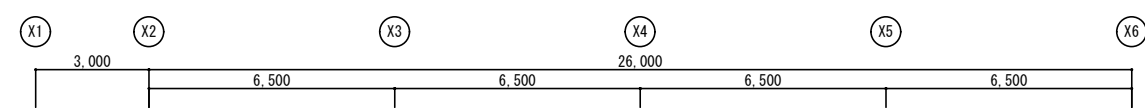
概要	設計年月日	変更年月日	照 査	設 計	製 図	工事名称	設計図	図面番号
	R07 年 03 月 28 日		栗 木	栗 木	佐 藤 大 谷	循環器・呼吸器病センター エネルギー棟 熱源設備 改修工事	エネルギー棟 1・R階 動力設備図 撤去	E - 08
						本社 〒360-0824 熊谷市見晴町3番地 TEL 048-521-6300 高崎 〒370-0862 高崎市片岡町3-1-5 TEL 027-324-1032	縮尺 A 1 1 : 100 A 3 1 : 200	



エネルギー棟 1階 平面図
(撤去)

(撤去)

	E402 反射笠型 FL40W×2 FSR1-402
	H40 非常照明 1L40W×1
	レールウェイ (45×40) レールウェイ内配線は以下とする VVF2.0-2C×2 E2.0 FP2.0-2C (非常照明)



エネルギー棟 1階 平面図
(改修後)

(改修後)

	TL402 トリプル型 FL40W×2 相当 LSS1-4-37
	HL40 非常照明 1L40W×1 相当
	レールウェイ (45×40) レールウェイ内配線は以下とする EEF2.0-2C×2 IE2.0 FP2.0-2C (非常照明)

照明器具参考姿図 (改修後)	
TL402	天井直付型
LSS1-4-37 - 電圧 : 100～242V - 光源寿命 : 40000時間以上 - 昼白色 : 4600～5500K - Ra : 80以上	LED非常灯電源別置形 低・中天井用 (～6m) LED内蔵、非常時：非常用LED点灯/常時消灯 電圧：AC/DC100V 非常灯評定番号：LQLE-001 レンズ：ガラス カバー：7mm径の円筒 (白色粉体塗装)、本体：銅板

- ・姿図は参考とする
- ・仕様は参考としメーカー標準品とする
- ・機器等の能力等は表示された数値以上とする

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 本 部	本部長	管理幹	主 幹	主 任	担 当